

小林市中心市街地活性化協議会 規約

(設置)

第1条 小林商工会議所及び小林まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、小林市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を小林商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、小林市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに国の認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項、その他中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議し、小林市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 小林市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 国の認定及び支援を受けようとする民間事業者の事業計画についての協議
- (3) 中心市街地活性化のための啓発活動、調査研究の実施
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第6条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 小林商工会議所
- (2) 小林まちづくり株式会社
- (3) 小林市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

- 2 前項第4号に該当するものであって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。
- 3 前項の申し出があった場合、法第15条第5項の規定に基づき、会長が承認する。
- 4 前項により協議会の構成員となったものは、第1項第4号に規定するものでなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。
- 5 協議会の構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(委員)

- 第7条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。
- 2 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。
 - 3 委員の任期中に変更が生じた場合は、当該委員の構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(幹事会)

- 第8条 第5条に掲げる事項及び協議会の運営について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事は、協議会の委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
 - 3 幹事長は、幹事の中から会長が指名する。
 - 4 副幹事長は、幹事長が指名する。
 - 5 幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中交代による後任の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 会議の運営は、第14条を準用する。
 - 7 幹事長は、必要に応じて幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。また、必要に応じてワーキンググループを設けることができる。
 - 8 幹事長は、幹事会での協議経過及び結果について会長に報告しなければならない。
 - 9 前項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長と会長が協議の上別に定める。

(アドバイザー及びオブザーバー)

- 第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためのアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。
- 2 アドバイザー及びオブザーバーは会長が選任する。

(タウンマネージャー)

第10条 協議会には、協議会の活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、会長が選任し、協議会において承認を得るものとする。

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 監事 1名

2 会長は、協議会の総会において委員の中から選任する。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、任期途中交代による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(総会)

第13条 協議会は年1回総会を開催し、事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算、規約の改正、役員選出等を審議する。

2 協議会は必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 総会の運営については、協議会の会議（以下「会議」という。）に準ずる。

(会議)

第14条 会議は会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

5 会長は、会議の議長となる。

6 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は小林商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第16条 協議会の運営に要する経費は、補助金及び負担金その他の収入によるものとする。

(会計)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(公表の方法)

第18条 協議会の公表は、事務所内の掲示の他、協議会のホームページに掲示することにより、これを行う。

(解散)

第19条 協議会が解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散日をもって打ち切り、小林商工会議所がこれを清算する。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附則

1 この規約は、平成26年5月14日より施行する。

2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

3 協議会設立時の委員の任期は、第11条第4項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

4 第1条及び第6条の改正は、平成27年4月30日より施行する。